

町民体育館の利用制限について

山形県における新型コロナウイルス「再拡大防止特別対策期間」は終了となりましたが、引き続き「クラスター抑制重点対策」として、県内全域でクラスターの発生抑制に取り組むことになりました。

町民体育館の利用については、引き続き下記のとおり制限させていただきます。ご利用の皆様にはご不便をおかけして申し訳ございませんが、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

1. 期 間 令和4年3月7日（月）～令和4年3月21日（月）
2. 制限内容 小学生以下の方は利用ができません（個人・団体利用ともに）

令和4年1月16日（日）からの利用制限についても継続されます

個人利用の場合 町内在住者、在勤・在学者のみの利用

団体利用の場合 町内所在団体（利用申請者・代表者が町内在住者）のみの利用

※詳細や不明な点につきましては、町民体育館にお問い合わせください

河 北 町 民 体 育 館